

＜サービス利用料金＞

下記料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。
(下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)・・・契約書第6条

サービス利用に係る自己負担 (1回あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
○地域密着型通所介護費	750円	887円	1,028円	1,168円	1,308円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	(56円)				
○個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	85円				
認知症加算(認知症高齢者自立度Ⅲ以上)	(60円)				
○入浴介助加算	40円				
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円				
○食 事(おやつ代50円含む)	700円(8月より710円)				
事業所が送迎を行わない場合	片道につき -47円				
○合 計(1回あたり)	1,597円	1,734円	1,875円	2,015円	2,155円

(1割負担の場合)

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ

専従1名以上(配置時間の定めなし)の訓練指導員が利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助します。

個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ

(Ⅰ)イに加え専従1名以上(サービス提供時間帯を通じて)の訓練指導員が利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助します。

認知症加算

認知症高齢者自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する方に対し、認知症の症状の進行緩和に向けてプログラムを作成しケアを行います。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める勤続10年以上介護福祉士25%以上の割合

介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1カ月あたり)

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、この加算はサービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の4.3%分となります。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1カ月あたり)

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に上乗せする形となります。この加算はサービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の1.2%分となります。